

大化の改新はなかった。

～以下、「古代漂流 105 大化改新への疑問（京都府立大学長 門脇禎二）」＜朝日新聞（9 1.8.30）より＞～

注：・・・・・・は省略部分。太字は引用者が強調のためにそうしました。

県史や市町村史、いわば地域史の編纂にかかわって、その章節の構成、とくに古代に関して悩むのは「大化改新」をめぐるものである。今でも類書の多くは「このとき、当地にも国・郡・里の制度が施行され、戸籍・計帳を作成して班田収受制を実施しはじめ、公地公民主義を実現した」との内容で書いてある。

実は、施行されたのは「郡」ではなく「評(こほり)」の制であり、戸籍・計帳の作成も約半世紀も後のことなのに…である。

・・・・・・『日本書紀』にのみ記される「改新の詔(みことのり)」を出発点に律令政治が始まったとは証明しがたい。六四六（大化二）年正月に発布されたという「改新の詔」じしんが、数十年後の法令に依拠して創作された可能性が高く、孝徳天皇・中大兄らによる政治の実態も、それらが示すものとはかなり違う・・・・・・。

何より戸籍（班田の台帳）・計帳（税徴収の台帳）の作成は「改新の詔」の直後どころではなく、最初の戸籍は六九〇（持統四）年からとみられ、現存するものとしては七〇二（大宝二）年のものが最古である。計帳は七二四（神亀元）年のものから遺存する・・・・・・。